

旧宮城県教育研修センター一跡地等 利活用検討委員会・検討結果報告書

旧宮城県教育研修センター一跡地等利活用検討委員会

平成31年1月

はじめに

旧宮城県教育研修センターは、昭和44年から平成25年までの間、宮城県の教職員研修の中心として大きな役割を果たしてきた。日々の研修会の会場となっただけではなく、宿泊棟に滞在しながら特定分野の研究を数ヶ月にわたって行うなど、宮城県の教育をより良いものにすべく、教職員が努力をした地でもある。

宮城教育大学の奥という立地条件により、利活用については困難な面があるものの、青葉山という文教地区において、旧宮城県教育研修センターの施設が再び宮城県の教育に貢献することができるよう、その方向性を検討することとした。

旧宮城県教育研修センター跡地等利活用検討委員会は、3名の宮城県教育庁以外の委員と宮城県教育庁の高橋教育次長及び関係課室長を委員として設置され、教育目的での利活用を前提として、その方向性について検討し、結果を「旧宮城県教育研修センター跡地等利活用検討委員会・検討結果報告書」として取りまとめた。

今後、この報告書の内容を踏まえ、県民の理解を得るとともに、関係機関と連携しながら、宮城県の教育における今日的課題の早期解決につながるよう期待する。

旧宮城県教育研修センター跡地等利活用検討委員会

委員長 川島 隆太

目 次

はじめに

- 1 旧宮城県教育研修センターの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 1
 - (1) 施設の概要
 - (2) 沿革
 - (3) 財産処分の検討状況

- 2 宮城県教育の現状と諸課題
 - (1) 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題について・・・・・・・・P. 4
 - (2) 学力状況について
 - (3) 特別な支援を必要とする児童生徒の増加について
 - (4) 県立学校の施設整備について
 - (5) 体力・運動能力，運動習慣等について

- 3 跡地利活用の可能性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 11
 - (1) 軽度知的障害のある生徒のための教育施設
 - (2) 発達障害のある生徒のための教育施設
 - (3) いじめ・不登校対策の強化

- 4 建物整備に係る法的規制等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 18
 - (1) 無接道敷地に係る制度について
 - (2) 都市計画法上の制限について

- 5 跡地利活用の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 21
 - (1) これまでのまとめ
 - (2) 旧宮城県教育研修センター跡地等利活用の方向性
 - (3) 整備の方法

参考

- (1) 構成員
- (2) 検討経過

1 旧宮城県教育研修センターの状況

(1) 施設の概要

旧宮城県教育研修センターは、宮城教育大学の奥に位置しており、公道に接しておらず、宮城教育大学の門・敷地を通過して出入りする必要がある。

土地面積の約半分は山林や傾斜地である。

建物は、12棟中10棟が昭和40～50年代に建てられており、老朽化が進んでいる。建物の耐震補強工事は実施されていない。

<旧宮城県教育研修センターの施設概要>

1 所在地

仙台市青葉区荒巻字青葉 393-1 ほか

(地下鉄東西線青葉山駅下車徒歩約15分)

2 土地

所在地	地番	地目	面積	登記年月日
仙台市青葉区荒巻字青葉	393-1	宅地	24,522.67	S42.2.17
	393-12	宅地	12,559.83	S46.4.16
	395-1	宅地	8,639.49㎡	S46.6.16
計			45,721.99	

3 建物

施設名称	構造	延床面積	取得年月日
本館	RC4階建	3,836.92㎡	S44.3.20
情報処理教育センター	RC2階建	1,260.21㎡	S47.3.31
技術棟	RC平屋建	557.54㎡	S44.3.20
岩石鋳物薄片製作所	S平屋建	99.00㎡	S47.3.27
揚水ポンプ室	CB平屋建	16.62㎡	S44.3.20
車庫	S平屋建	75.40㎡	S44.3.25
薬品庫	CB平屋建	7.72㎡	S45.3.25
ろ過機室	S平屋建	20.62㎡	S46.1.25
美術棟	S平屋建	192.60㎡	S53.3.31
中和処理室	RC平屋建	13.14㎡	H06.5.9
宿泊棟	RC3階建	874.93㎡	S48.3.31
電気炉棟	非木造	14.10㎡	H10.12.2
計	12棟	6,968.80㎡	

4 工作物

種 目	名 称	個数	取得年月
囲障	金網フェンス等	3個	S45.11, S60.3
水道	自家給水装置	1個	S44.3
照明装置	外灯等	2個	H07.3, H08.6
冷暖房装置	宿泊棟用ボイラ ー	1個	S49.1
通信装置	電話交換機	1個	H15.8
貯槽	生物飼育池層等	4個	S45.3, H06.5
ろ	焼却炉	1個	H05.11
諸工作物	温室等	12個	S45.3, S45.8, S45.9 他
計		25個	

(2) 沿革

宮城県教育研修センターは、昭和43年4月に組織として設置され、その後、庁舎が完成した昭和44年4月に青葉山へ移転した。

教育研修センターは、この場所で昭和44年度から平成24年度までの44年間にわたり宮城県の教職員の資質能力の向上に寄与した。

老朽化のため、名取市の「まなウェルみやぎ」内の総合教育センターへその機能が引き継がれることが決定し、震災の影響により工期が1年延長され、平成25年4月に宮城県総合教育センターが開所した。青葉山の教育研修センターは平成25年3月に閉所した。

(3) 財産処分の検討状況

名取市の「まなウェルみやぎ」への移転後の青葉山の跡地等については、移転が決定した後に県（教育庁及び各部局）及び仙台市に対して利活用についての確認を行ったが希望がなかったことから、隣接する国立大学法人宮城教育大学を含め民間等への売却も視野に入れた利活用方法を検討し、実際に何度か交渉するに至ったがまとまらなかった。

2 宮城県教育の現状と諸課題

跡地利用の方向性を検討するにあたり、本県で平成 29 年 3 月に策定した第 2 期宮城県教育振興基本計画を基に、特に優先順位の高い 5 つの視点から課題の把握を行う。

(1) 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題について

イ 平成 29 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(宮城県分)の結果について

本調査から、暴力行為、いじめ、不登校等の現状及び課題は次のとおりである。

- 暴力行為について、小・中・高等学校における発生件数は 1,442 件である。そのうち、小学校での発生件数は、平成 29 年度は 711 件であり、平成 28 年度の 443 件から 268 件増加している。
- いじめの認知件数については、これまで各学校で積極的な認知に努めていることや、平成 29 年 3 月に示された「いじめの防止等のための基本的な方針」により、いじめの定義の解釈が明確化されたことなどから、全国と比較して高い水準にある。
- いじめについて、小・中・高等学校及び特別支援学校での認知件数は 19,455 件と前年度より 167 件増加しており、児童生徒 1,000 人当たりの認知件数は 79.5 件である。
- 小・中学校における不登校出現率は、小学校 0.66% (全国 0.54%)、中学校 4.30% (全国 3.25%) となり、依然として全国平均よりも高い水準で推移している。中でも、中学校での不登校出現率は全国 1 位となっている。また、高等学校の不登校出現率も 2.45% (全国 1.51%) と全国平均を大きく上回っている。

ロ 県教委としての対応

- 暴力行為については、小学校において、特定の児童が感情を抑えきれずに繰り返し行為に及ぶケースが増えており、一部の地域や学校での増加が見られることから、学校を支援する心のケア支援員等のより効果的な活用を推進していく。
- いじめの解消については慎重な対応をしており、今後も日常的に注意深く観察を継続し、いじめの解消に向け早い段階で児童生徒や保護者が解決したと実感できる取組を進めていくとともに、「行きたくなる学校づくり」を更に推進していく。
- 不登校児童生徒への対応については、全国に比べ、不登校児童生徒の再登校率は高く、特に「みやぎ子どもの心のケアハウス」を設置している市町村での再登校率が高くなっていることから、不登校児童生徒と保護者の支援に向けて、本事業の拡充に努めていく。

(2) 学力状況について

イ 平成30年度みやぎ学力状況調査について

本調査は、生徒の学力状況を把握し、各学校における学習指導及び進路指導の改善に役立てることを目的とし、公立高等学校74校2学年を対象として実施しているものである。内容は国語・数学・英語の3教科とし、1年次に学習した基礎・基本と思考力・応用力を問う問題で構成し、平均正答率を50%として設定している。平成30年度の調査結果から、以下の状況がうかがえる。

- 国語においては、言語に関する基礎的・基本的な知識の定着が不十分である。また、まとまりのある文章を読む際、文章を吟味し、内容を的確に読み取る力が不足している。
- 数学においては、正答率が10%以下の生徒が全体の1割強を占めるなど、基礎的・基本的な知識の定着度が二極化傾向にある。また、必要な情報を複数組み合わせる問題への対応力に課題があり、思考の経過を整理して問題に取り組む力の育成が必要である。
- 英語においても、基礎的・基本的な知識の定着度は二極化している。また、まとまった量の英文を読み取り、情報を整理し概要や要点を捉える力に課題がある。

ロ 全国学力学習状況調査について

本調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証の上、その改善を図ることを目的とし、小学校6年生及び中学校3年生を対象として実施されるものである。平成30年度の調査結果の概要は、以下のとおりである。

- 小学校の全国順位は47都道府県中、国語・算数・理科の全ての教科において低迷しており、算数B及び理科A・Bにおいては、最下位となっている。
- 中学校の全国順位も小学校の順位と同様に下位グループにあるものの、国語Aは全国33位であり、全国平均正答率76%に対し、宮城県の平均正答率は75%とほぼ標準的な水準に位置する。

ハ 学力向上に向けた今後の取組

高校では、生徒が安心して学校生活を送り、学習意欲や自信を持たせるためには、教師と生徒、生徒同士の好ましい人間関係を築くとともに、分かる・できる授業づくりを積み上げていくこと、そして、家庭とも連携しながら、学習習慣や生活習慣について点検し、改善を図っていくことが必要である。

- 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善
授業理解度は上昇傾向にあるが、授業が理解できないとする生徒も半分程度いる。発表や話し合い活動等に代表される「主体的・対話的で深い学び」を取り入れた授業を行う等、不断の授業改善を図りたい。また、学びなおし等、

小・中学校は、平成 25 年に宮城県教育委員会が掲げた学力向上に向けた 5 つの提言を基に、授業改善に組織的に取り組むことが大切である。

○ 学力向上対策

指導主事学校訪問や学力向上サポートプログラム事業、学力向上研究指定校事業、学力向上成果普及マンパワー事業、全国学力・学習状況調査活用研修会、「学力向上に向けた 5 つの提言」取組事例リーフレットの配布等により学力向上対策に力を入れていく。

○ 好事例の発信

全国学力・学習状況調査結果の宮城県と全国の平均正答率の乖離を見ると、全国平均を下回っている状況が続いているが、小学校では全国平均を大きく上回る成果を挙げている市町村もあり、そのような好事例を更に広く発信し、県内市町村の学力向上に向けた教育活動の改善と充実を目指していく。

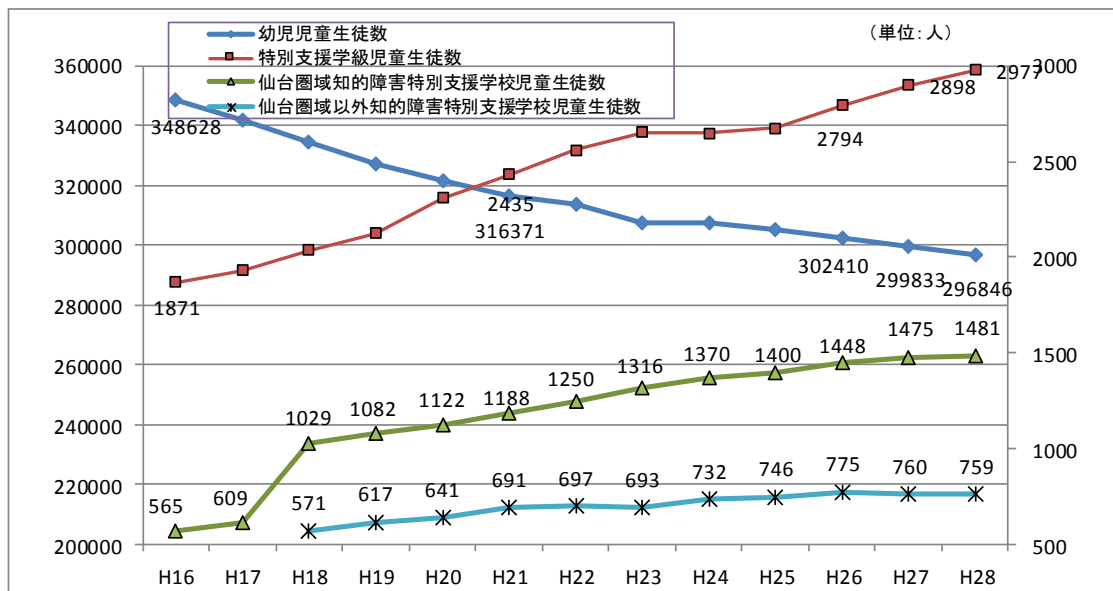
(3) 特別な支援を必要とする児童生徒の増加について

イ 狭隘化の現状と課題

我が国では、1980年代から子どもの数が減少し始め、平成17年の1,759万人から、平成27年度には、1,578万人へと、全国的に児童生徒数が減少している。一方で、知的障害特別支援学校及び小・中学校の知的障害特別支援学級の児童生徒の増加が著しい。

- 知的障害特別支援学校における児童生徒数は、最近10年で40%増加している。
- 小・中学校の知的障害児童生徒数も急激に増加しており、最近10年で48%増加している。

特別支援学校及び特別支援学級の児童生徒数の推移



出所：県教育委員会調べ（H29.5）

（注）数値は、各年度5月1日時点の在籍者数

- 中学校の特別支援学級を卒業した生徒の9割以上が、特別支援学校の高等部又は高等学園に入学しており、このことが、特別支援学校の狭隘化が進む大きな要因となっている。
- 知的障害特別支援学校のうち、仙台圏域の特別支援学校高等部の狭隘化が著しい状態であることから、平成36年度に仙台市太白区秋保地区へ新設校を開学する予定である。

ロ 軽度知的障害のある生徒の後期中等教育の場の不足

近年、急増している軽度知的障害のある生徒の後期中等教育の場として昭和63年度に小牛田高等学園の設置を始め、3校1分教室を整備している。

- 高等学園は、卒業後の一般就労や社会的自立を目指した教育課程から、高い就職率を維持している。
- 募集定員を上回る入学希望者がおり、毎年、30人～60人程度の不合格者を出している。
- 不合格者は居住地から離れた、二次募集を行っている特別支援学校高等部へ進学している状況である。

高等学園の入学出願者数の推移

(単位:人)

年度	募集定員数	出願者数	入学者数	不合格者数	備 考
H25	56	106	65	41	定員:小牛田(16) 岩沼(40)
H26	64	112	68	44	定員:小牛田(16) 岩沼(48)
H27	64	87	64	23	定員:小牛田(24) 岩沼(40)
		4	4	0	
H28	96	98	90	8	定員:小牛田(24) 岩沼(40) 女川(24) 川崎(8)
		2	2	0	
H29	88	149	89	60	定員:小牛田(16) 岩沼(40) 女川(24) 川崎(8)
		12	4	8	
H30	96	126	100	26	定員:小牛田(24) 岩沼(40) 女川(24) 川崎(8)
H31 (見込み)	96	139	96	43	定員:小牛田(24) 岩沼(40) 女川(24) 川崎(8)

出所: 県教育委員会調べ(H30.10)

(注) 下段は第二次募集の結果

(4) 県立学校の施設整備について

イ 学校施設・設備の整備充実

第2期宮城県教育基本計画 基本方針8: 安心して楽しく学べる教育環境づくりにより、順次、県立学校の施設整備を行っている。

- 老朽化した校舎、屋内運動場の改築・大規模改造などの計画的な施設整備の推進
- 学校の再編・統合を踏まえた効率的かつ効果的な施設設備の推進
- 天井・外壁等の非構造部材の耐震化の促進
- 震災で被害を受けた学校施設の復旧・再建

(5) 体力・運動能力，運動習慣等について

イ 全国体力・運動能力，運動習慣等調査結果【スポーツ庁】

第2期宮城県教育振興基本計画及び宮城県スポーツ推進計画では，スポーツ庁が実施している「全国体力・運動能力，運動習慣等調査」において，小学5年生男女・中学2年生男女の体力合計点が全国平均値を上回ることを目標としている。

- 本県の状況は，小学生・中学生とも，男子は横ばい傾向，女子は向上傾向にあり，全国の傾向と同様に推移しているものの，中学生男子を除き，全国平均には達していない。
- 県教育委員会としては，各学校において校長のリーダーシップの下，課題解決に取り組むよう促すとともに，研修会や専門家派遣等を実施し，児童生徒の体力・運動能力の向上に努めていく。

3 跡地利活用の可能性

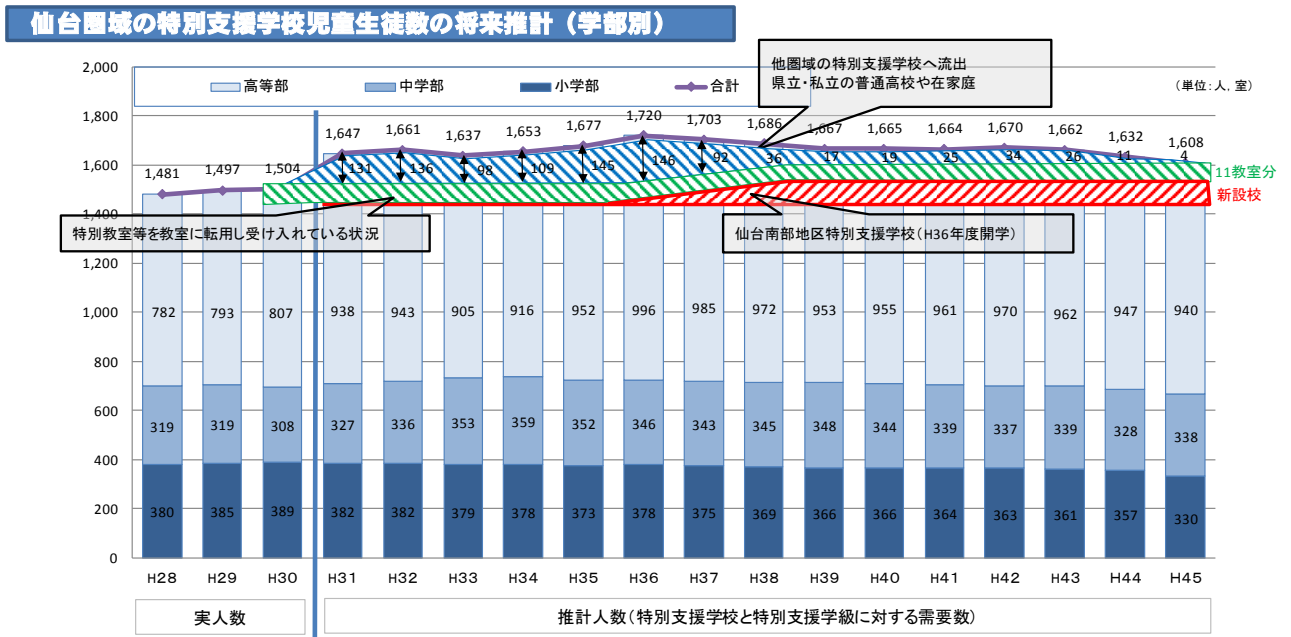
2において宮城県教育の現状と諸課題を認識したとおり、対応すべき課題は多々あるものの、その中でも喫緊に対応すべきものとして、以下3つの観点から、跡地利活用の可能性について検討した。

(1) 軽度知的障害のある生徒のための教育施設

イ 仙台圏域知的特別支援学校の状況について

仙台圏域における特別支援学校は、年々増加する入学希望者に対応するため、音楽室や作業室などの特別教室を普通教室に転用してきたほか、仮設のプレハブ校舎を増設するなど、可能な限り受け入れ対応を行ってきたが、施設面で限界に近づいてきている。

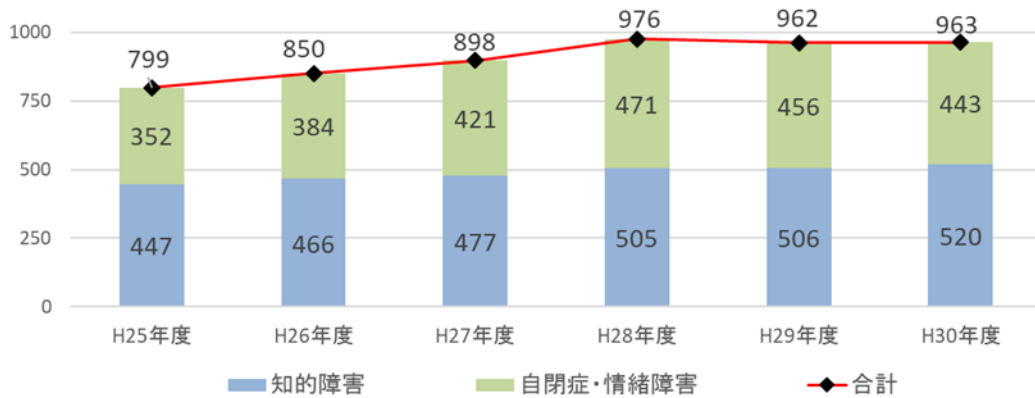
下記の図は、仙台圏域における知的障害特別支援学校の児童生徒数の見通しと現在の受け入れ状況を示したものであり、以下のような状況がうかがえる。



- 平成36年度に仙台市太白区秋保地区に特別支援学校が新設されることと、特別な支援が必要な児童生徒が平成36年度をピークに漸減していく見込みであるものの、依然として以下のような課題がある。
- 会議室・相談室といった管理諸室を教室に転用し、生徒を受け入れている状況（緑斜線部）であり、学校本来の機能を確保できていない。
- 高等学園不合格による他圏域の特別支援学校への流出、県立・私立普通高校への進学、在家庭といった仙台圏域の知的特別支援学校で受けきれない生徒に対し、障害の程度に応じた教育の場を的確に提供できていない（青斜線部）。

ロ 特別支援学級の状況

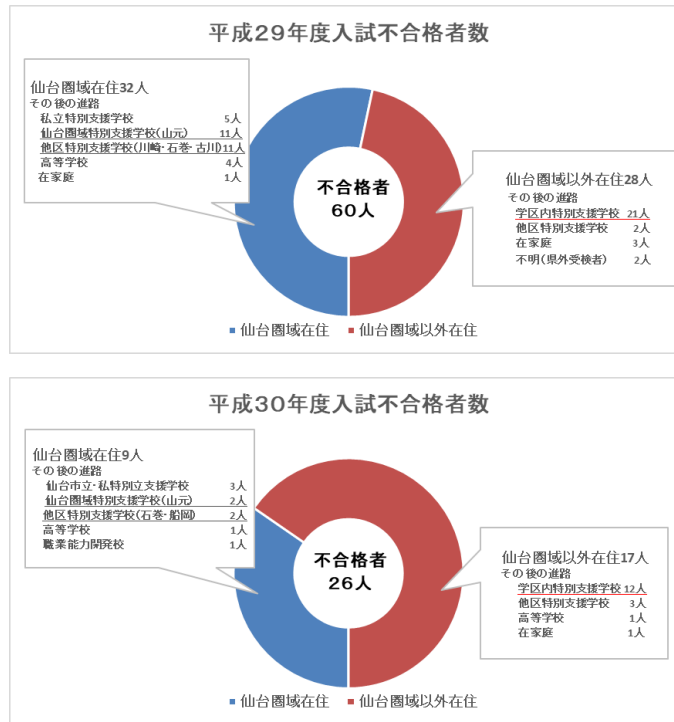
下記の図は、県内中学校の特別支援学級の生徒数（知的障害、自閉症・情緒障害）の推移を示したものであり、その詳細は以下のとおりである。



- 特別支援学校と同様に増加傾向にあり、平成 25 年度から 5 年間で 20%増加している。
- 特別支援学級の在籍生徒は、主に特別支援学校の高等部・高等学園へ進学しているが、中でも、軽度知的障害のある生徒は高等学園への入学を希望する傾向にある。
- 平成 30 年 11 月現在、県内の中学 3 年生の年代における療育手帳 B の保持者は 214 人である（県教委調べ）。一方、平成 31 年度の県内高等学園の募集定員は 96 人であるため、特別支援学級の軽度知的障害のある生徒を対象とした高等学園が不足している状況がうかがえる。

ハ 県立高等学園の受検状況

以下の図は、県立高等学園の受検者数とその後の進路等を示したものである。受検者のほとんどは県内中学校の特別支援学級の在籍者であるが、その数に対し、受け皿となる高等学園が不足している状況である。



- 女川高等学園が開校した平成 28 年度を除き、毎年度、約 30～60 人の不合格者を出している。
- 女川高等学園の開校以降も、県立の高等学園では、多数の不合格者が出ており、高等学園の潜在的ニーズの高さがうかがえる。
- 高等学園不合格者の 8 割以上が、特別支援学校の二次募集により進学している。
- 仙台圏域在住の高等学園不合格者のうち、平成 29 年度は 68%、平成 30 年度は 44%の生徒が他圏域の特別支援学校に進学している（黒下線部）。
- 仙台圏域以外在住の高等学園不合格者の 7 割は二次募集により学区内の特別支援学校へ通学している（赤下線部）。

二 跡地利活用の可能性

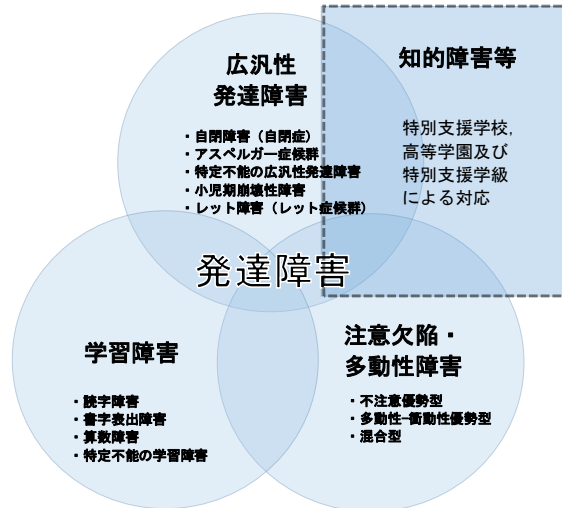
全県的に知的障害のある児童生徒が増加しており、仙台圏域の増加が著しい傾向にある。特に、知的障害が軽度な療育手帳Bを保持する生徒が急増しており、彼らに適した学校が不足している状況にある。このため、高等学園不合格者のうち、仙台圏域在住の高等学園不合格者は、遠隔地の特別支援学校へ通学している傾向にあること等から、旧宮城県教育研修センター跡地に高等学園を整備することは、有効な利活用の方向性の一つであると考えられる。

(2) 発達障害のある生徒のための教育施設

高等学園は、知的障害のある生徒を対象とした特別支援学校であるため、知的障害のない発達障害のある生徒は高等学園に就学することができない。そこで、発達障害のある生徒への対応のあり方について、以下のとおり検討した。

イ 発達障害と知的障害の概念図

(厚生労働省資料を基に一部追加したもの)



○ 特別支援学校，特別支援学級の対象となる知的障害の程度

(1) 特別支援学校（学校教育法施行令第22条の3）

- ア) 知的発達の遅滞があり，他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの
- イ) 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち，社会生活への適応が著しく困難な程度のもの

(2) 特別支援学級（25文科初第756号）

- 知的発達の遅滞があり，他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で，社会生活への適応が困難である程度のもの



- * 発達障害のうち，知的障害を伴った注意欠陥多動性障害（ADHD）や高機能自閉症・アスペルガー症候群の生徒は，特別支援学校・高等学園等の対象となる。
- * 学習障害（LD）の生徒は，知的障害とは別であり，特別支援学校等の対象とはならない。

ロ 高校における受け入れ現状と今後の改革の方向性等

(1) 基礎学力に課題がある生徒、発達障害等が疑われる生徒の状況

- みやぎ学力状況調査（公立高校2年生約1万4千人対象）の共通問題のうち数学において、正答率10%未満の生徒が2千人超（平均正答率41.7%）。
- 平成24年実施の文部科学省の調査では、小中学校の通常の学級に発達障害の可能性のある児童生徒が約6.5%程度在籍との結果。高校にも、相当程度在籍の可能性。
 - * 当該調査は、学習面や行動面（不注意・多動性・衝動性・対人関係等）における児童生徒の困難の状況について、学級担任等の主観に基づいて調査したもので、医師の診断等によるものではない。
 - * なお、岩手・宮城・福島の3県は、調査対象外。

(2) (1)の生徒への対応状況

- 学力等に課題のある生徒は、これまで定時制・通信制課程の高校が中心に受け入れ、個に応じた学習指導を展開。
 - * 定時制；公立13校、通信制；公立1校・私立1校（本校が県内にある高校のみ）
- 発達障害等が疑われる生徒は、通常の学級で個に応じた指導が行われているほか、通級による指導*により対応している学校あり。
 - * 通級による指導・・・LD等の発達障害や肢体不自由等の障害がある生徒に対し、自立活動として、個の障害に応じた特別の指導を行うもの

(3) 高校教育改革の取組の方向性

- 現在、第3期県立高校将来構想（計画期間；平成31～40年度）の策定に向け、同将来構想審議会から答申を受けたところ。
- 答申では、『学びの多様化への対応』を掲げ、「学び直し等への対応」として、不登校経験者など、義務教育段階の学習内容の定着が十分でない生徒等に対する学び直しをはじめとした様々なニーズに応える新たなタイプの学校の設置を検討するとともに、学び直しに対応するカリキュラムの編成など多様なニーズへの対応を推進する、としている。
- また、「特別な支援を必要とする生徒への対応」として、インクルーシブ教育システムの充実や個に応じた特別な指導を行うため通級による指導を推進する、としている。

ハ 跡地利活用の可能性

以上のとおり、県では、今年度内を目途に、第3期県立高校将来構想を策定することとしており、同構想を踏まえ、学び直しや通級による指導を行う県立高校の充実・改革について検討することとしている。その過程で、発達障害のある生徒のための受け皿の整備や教育指導方法の充実等について具体的に検討されると思われるが、旧宮城県教育研修センターの利活用についても、検討材料の一つと考えられる。

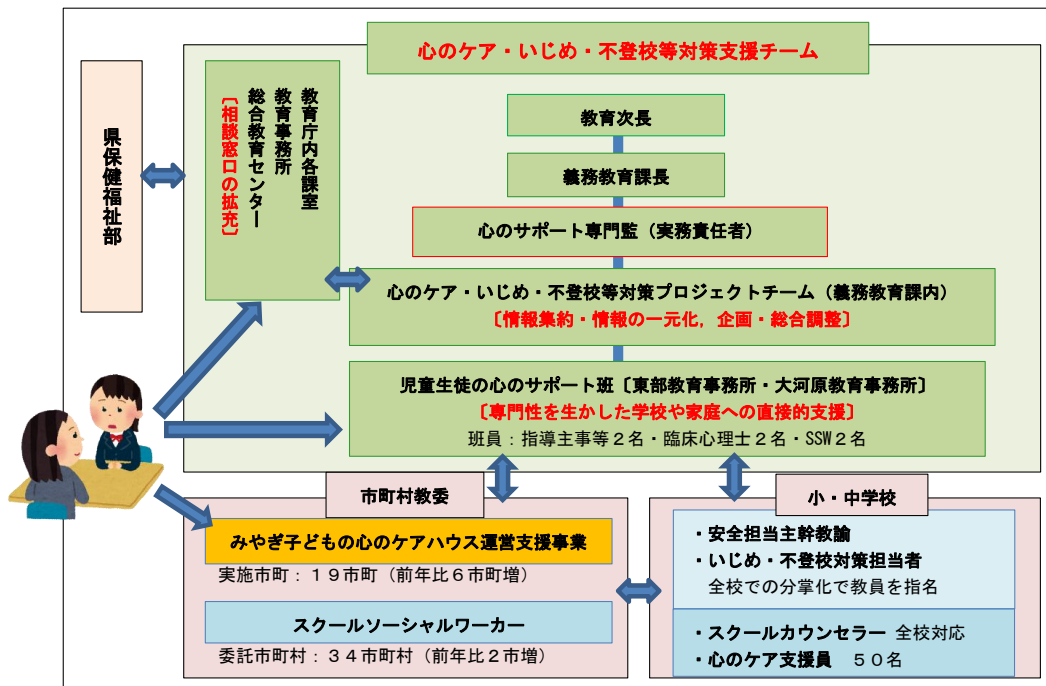
(3) いじめ・不登校対策の強化

いじめについての小・中・高等学校及び特別支援学校の認知件数及び小・中学校における不登校出現率は依然として高水準で推移している状況を踏まえ、以下のとおり跡地利活用の可能性について検討した。

イ いじめ・不登校対策のための体制整備について

本県の喫緊の課題（心のケア・いじめ・不登校等）について、平成28年度から新たに学校等の課題解決を支援するため教育庁内に横断的な組織体制を構築するとともに、義務教育課内に心のケア・いじめ・不登校等対策プロジェクトチームを設置した。併せて学校や家庭への直接的な支援を行う「児童生徒心のサポート班」を東部教育事務所内に設置し、平成30年度には大河原教育事務所内に増設するなど、児童生徒、保護者、教員等の抱える悩みや問題に幅広く対応する相談窓口を拡充している。

いじめ・不登校対策の体制整備図



ロ 今年度のいじめ・不登校対策の主な取組

県では、いじめ・不登校への対策として、平成30年度において以下のような取組を行っており、いじめ・不登校へ歯止めがかかるなど、一定の効果が認められる。

(1) 心のケアの取組について

- スクールカウンセラーの配置・派遣（全公立中学校、全市町村配置全小学校へ対応）

- 教育事務所専門カウンセラーの配置（13人配置）
- スクールソーシャルワーカーの配置（県SV 2人配置，市町村委託 34市町村）
- 心のケア支援員の配置（小・中学校 50人：こども育英基金充当）

(2) いじめ問題への取組について

- みやぎ小・中学生いじめ問題を考えるフォーラム（中学生対象：8月）
- みやぎいじめゼロ CMコンクール（8月）
- 問題行動等対応研修会（教頭等対象：11月）
- 「いじめ対応の手引」の活用促進

(3) 不登校への取組について

- 登校支援ネットワーク事業（在学青少年育成員，訪問指導員の配置）
- けやき支援員の適応指導教室派遣（5名：13施設）
- 児童生徒登校支援研修会（全教育事務所で実施：10月～11月）
- みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業（19市町：こども育英基金充当）

ハ みやぎ心のケアハウス設置の効果

平成29年度には13市町に設置しており，平均再登校率について，未設置市町村に比べ，小学校では+1.3%，中学校では+16.3%と効果が認められる。

【設置13市町と未設置市町村等との平均再登校率の比較】

	設置13市町平均 再登校率(A)	未設置21市町村 平均再登校率(B)	県平均 再登校率(C)	(A-B)	(A-C)
小学校	27.7%	26.4%	25.1%	+1.3	+2.6
中学校	41.4%	25.1%	29.2%	+16.3	+12.2

ニ 跡地利活用の可能性

以上のとおり，県では，心のケア・いじめ・不登校対策支援チームを組織し，市町村教育委員会と連携し，みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業を支援しているところであり，その効果が現れてきている。平成30年度の設置実績は19市町と前年度から6市町増えており，今後も当システムを充実させていく方針であり，いじめ・不登校への新たな対策として利活用する必要性に乏しい。

4 建物整備に係る法的規制等

旧宮城県教育研修センターは、都市計画法上の文教地区にあるが、公道に接していない無道路地であるため、施設整備あたり法的規制について確認する。

(1) 無接道敷地に係る制度について

当該敷地は、建築基準法上の道路に接しておらず、このままでは改築等の建築行為を行うことができない。

しかし、具体的な建築行為の内容が定まった段階で、以下の制度を活用して特定行政庁（仙台市）及び隣接する宮城教育大学と丁寧調整を行うことで、建築行為は可能と思われる。

イ 連担建築物設計制度

既存の建物を含む複数の敷地・建物を一体として合理的な設計を行う場合に、特定行政庁の認定により、当該敷地群を一つの敷地とみなして、接道義務、容積率制限、建ぺい率制限、斜線制限、日影制限等を適用できる制度。

連担建築物設計制度では、通路幅、建築物の用途・配置・高さ、隣接する建築物相互の開口部の位置など、適用区域内の相互関係を規定する各種のルールをセットで定める総合的設計を行う。

旧宮城県教育研修センターの敷地の場合、公道までの土地を所有する宮城教育大学及び宮城教育大学附属特別支援学校と旧教育研修センターの敷地に建設しようとする施設をセットで総合的設計を行うこととすれば、これらの一団の土地を一つの敷地としてみなし、区域全体として接道していれば、建て替えの可能性が生じることとなる。

区域内の全権利者が、区域計画・建築計画について合意することが条件。

ロ 道路位置指定

特定行政庁が、私道の位置を指定することを「道路位置指定」と言う。(建築基準法第42条第1項第5号)。この「道路位置指定」を受けることによって、私道は「建築基準法上の道路」となることができる。

「道路位置指定」を受けるためには、その私道が技術的基準を満たすことが必要となる。

ハ 建築基準法第43条第1項ただし書の許可

建築基準法第43条第1項の規定により、建築物の敷地は原則として道路に2メートル以上接しなければならないと規定されている。

ただし、この規定には以下のとおり、同法第43条第2項第1号の規定に基づく認定制度、第2号の規定に基づく許可制度がある。

建築基準法

第43条 建築物の敷地は、道路（次に掲げるものを除く。第四十四条第一項を除き、以下同じ。）に二メートル以上接しなければならない。

一・二 （省略）

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一 その敷地が幅員四メートル以上の道（道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全上必要な国土交通省で定める基準に適合するものに限る。）に二メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

二 その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの

（２）都市計画法上の制限について

当該敷地は、都市計画法等により以下の用途等の制限がある。特別用途地区である文教地区にも指定されていることから、公共施設や学校、児童厚生施設等は建築等が可能であるが、店舗等の場合は面積の制限を受けるなどの制限がある。

いずれの場合も建築行為の計画段階において仙台市等の関係機関との連絡・調整が必要となる。

イ 都市計画決定の内容

○都市計画・・・・・・・・都市計画区域 市街化区域

○用途地域・・・・・・・・第二種中高層住居専用地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）
主に中高層の住宅の良好な環境を守るための地域で、1,500㎡を超える店舗、事務所等は制限される。

○高度地区・・・・・・・・第2種高度地区

北側隣地の日照を確保し良好な住環境を保護するために指定。

○特別用途地区・・・・文教地区

東北大学、宮城教育大学、東北工業大学周辺の環境保護を図るもの。用途地域による建築物の用途制限を補完し、地区の課題や特性に応じ環境保護、土地利用の実現を図ることを目

的に、仙台市の条例によって建築物の用途を制限。

▼建築してはならない建物

貸切風呂その他これに類するもの

簡易宿泊所

物品販売業を営む店舗でその用途に供する部分の床面積の合計が 500 m²を超えるもの

その他環境を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めて市長が指定するもの

△制限を受けずに建築が可能

公共施設、病院、学校等（幼稚園、小学校、中学校、高校、大学、専修学校等、図書館等、児童厚生施設等）

ロ 宮城教育大学との関係

○大学構内道路の利用承認・・・S44.4.1～都市計画道路が完成する日までの間

① 宮城県教育研修センター職員及び研修受講者の通行に対するもの

② 公道に接する東門から入構する道路は、平成4年度に県負担により設置(※)

※ 研修受講者の増加や当時予定されていた改修工事車両の通行に対応

○上下水道設備・・・土地賃貸借契約（上下水道管理設敷）締結、年間使用料を県が負担

ハ その他

○仙台西道路トンネル施設敷の関係

① 情報処理棟南側の地下約 80m付近の土地 2,124.67 m²について、目的外使用許可を承認(※)

② 地上権の制約はないが、解体・建築等の場合は事前調整を要する

※ 仙台河川国道事務所長からの申請により、毎年度承認

○仙台市青葉の森緑地の関係

① 旧宮城県教育研修センター敷地の北・東側境界に接している

② 利活用上の制約はないが、緑地に影響を及ぼす大幅な造成等の場合は事前調整(※)を要す。 ※ 仙台市建設局公園課、100年の森推進課

5 跡地利活用の方向性

(1) これまでのまとめ

跡地の利活用に向けて、これまでの検討から、以下の3つの観点で跡地の利活用方法を整理する。

① 軽度知的障害のある生徒のための教育施設

知的障害に係る特別な支援を必要とする児童生徒数は年々増加しており、特に仙台圏域にある県立知的障害特別支援学校においては、特別教室を普通教室に転用するなどして児童生徒数の増加に対応しているが、そのことで学校の狭隘化が進み、教育環境の改善が急務となっている。

また、軽度知的障害のある生徒が通う高等学園についても、卒業後の自立に向けたきめ細やかな指導や就職率の高さなどから就学のニーズが高く、高等学園を受検するも不合格となる生徒が多数出ている状況にある。

県では、こうした状況を解消するため、空き教室等を活用した分校の準備や、平成36年度に仙台市秋保地区へ仙台南部地区特別支援学校（仮称）を新設する等の対策に取り組んでいる。こうした対策により、受け皿の充実が進んでいるが、前述のとおり、仙台圏にある特別支援学校の狭隘化の完全解消までは難しい状況にあり、更なる学校の整備が必要である。

② 発達障害のある生徒のための教育施設

広汎性発達障害や学習障害、注意欠陥・多動性障害などの発達障害がある生徒については、知的障害を伴う場合は、特別支援学校（高等学園を含む）の対象となるが、知的障害を伴わない場合は対象とならない。

みやぎ学力状況調査や平成24年に文部科学省が実施した調査等の結果を踏まえると、発達障害のある生徒は、高校にも相当数が在籍していると思われる。学力等に課題のある生徒については、定時制・通信制課程の高校が中心に、また、発達障害等が疑われる生徒は、通常の学級で個に応じた学習指導が行われている。

こうした状況を踏まえ、県では、現在、策定作業中の第3期県立高校将来構想において、学び直しや通級による指導など、県立高校の充実・改革について検討しており、知的障害を伴わない発達障害のある生徒の受け皿としての整備や指導方法の工夫、充実などについても対策を検討する必要がある。

③ いじめ・不登校対策の強化

いじめや不登校対策についても喫緊の課題であり、その対策として県では、教育庁内の横断的な組織として「心のケア・いじめ・不登校等対策支援チーム」を立ち上げるとともに、東部及び大河原教育事務所に「児童生徒心のサポート班」を設置

するなど体制を強化して取り組んでいる。

また、市町村教育委員会と連携し、平成 30 年度においては、19 の市町において、「心のケアハウス」を設置し、いじめ・不登校対策に取り組んでいる。こうした取組により、不登校児童生徒の再登校率が高くなっており、その成果が着実に現れている状況である。

そのほか、県内全ての小中学校にはスクールカウンセラーを配置するなど、心のケアハウスと合わせ、今後も地域密着型の対応を行っていくこととしている。

(2) 旧宮城県教育研修センター跡地等利活用の方向性

旧宮城県教育研修センター跡地は、県の中心都市仙台市に位置し、また、仙台駅から地下鉄東西線で 9 分の青葉山駅を下車して徒歩 15 分とアクセス性が高い立地環境にある。さらに、特別用途地区として文教地区の指定を受けており、隣接の宮城教育大学及び同大学附属特別支援学校との連携の可能性などを踏まえれば、宮城県が抱える教育課題の解決につながる利活用を図るべきである。

前述の(1)①から③は、県にとって、いずれも喫緊の課題であるが、これまでの県の取組の状況及び土地利用の規制や施設整備の視点を踏まえると、今後、ますますニーズが高まる軽度知的障害のある生徒のための教育施設として利活用することが最適であると考え。併せて、知的障害を伴わない発達障害のある生徒については、高校での通級による指導の導入や多様な教育的ニーズを的確に捉えた指導方法の工夫や拡充について、さらに検討すべきものと考え。また、いじめ・不登校対策については、成果が出つつあることから、現在の取組をしっかりと進めるべきと考える。

(3) 整備の方法

平成 30 年に県が計画策定した仙台南部地区特別支援学校（仮称）が開校するまでに、今後 5 年以上歳月を要することが見込まれる。このように、県が施設整備を行う場合、相当の期間が必要となり、迅速性に乏しい。

また、施設整備に当たっては、県の厳しい財政状況や、県民の貴重な税金を投じること等から費用対効果も踏まえる必要がある。

軽度知的障害のある生徒のための教育施設としての利活用を想定し、県立と私立各々の場合の県の財政負担についてシミュレーションした結果、整備費・運営費共に私立に財政的な優位性が認められた。私立の場合、県立よりも保護者の経費負担が多くなるケースがあるものの、時代のニーズに応じた特色のある教育の展開が期待される等のメリットを見いだすことができる。

その意味では、必ずしも県を整備主体として固定的に考えるのではなく、事業者を公募により選定するなどして、民間活力や民間ならではのノウハウの活用を視野に入れることも必要である。

参考

(1) 構成員

役職	構成員
委員長	東北大学加齢医学研究所長 川島 隆太
副委員長	宮城県教育庁教育次長 高橋 剛彦
委員	宮城教育大学附属特別支援学校副校長 檜村 恵三
委員	仙台市教育局総務企画部長 千葉 茂雄
委員	宮城県教育庁教育企画室長 佐々木 真
委員	宮城県教育庁教職員課長 中村 真太郎
委員	宮城県教育庁義務教育課長 奥山 勉
委員	宮城県教育庁高校教育課長 伊藤 俊
委員	宮城県教育庁特別支援教育課長 目黒 洋
委員	宮城県教育庁施設整備課長 相馬 義郎
委員	宮城県教育庁スポーツ健康課長 駒木 康伸

(2) 検討経過

- 平成30年11月21日 第1回会議
旧宮城県教育研修センターの概要と現状について
利活用の方向性について
- 平成30年12月20日 第2回会議
利活用に向けた教育行政上の課題について
法的規制・財源について
- 平成31年 1月18日 第3回会議
民間を活用し連携した場合のメリット・デメリット等
について
検討結果報告書案のとりまとめ